

CO·OP

京都の生協

2013/January/No. 79
京都府生活協同組合連合会



消費者市民社会の実現へ、大きくなる適格消費者団体の役割
—消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりがすすんでいます—

TalkTalk トークとーく

●適格消費者団体／非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長

●京都府生活協同組合連合会 会長理事

えのき
榎
かみかけ
上掛

あきのり
彰徳さん
としひろ
利博

消費者市民社会の実現へ、大きくなる適格消費者団体の役割

—消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりがすすんでいます—

適格消費者団体／非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長

京都府生活協同組合連合会 会長理事

上 榎 彰 博
えのき あきひろ

就職活動中の大学生に、長時間にわたって威圧的な態度で契約をせまる英会話教室——。法律の検討がすすんでいます。消費者被害のこのような不当勧誘行為などにたいして、2007年、総理大臣から認定をうけた消費者団体によって差止請求訴訟をおこなうことができる制度が施行されました。そして、いま、います。

消費者団体訴訟制度と適格消費者団体の活動

上掛 2012年8月に、これまでコープとうきょうや日本生活協同組合連合会などの理事をつとめられ、全国消費者団体連絡会の事務局長だった阿南久さんが消費者庁長官に就任し、またライフステージにそつた「消費者教育・市民社会」をうたつた消費者教育推進法が成立するなど、消費者行政をめぐつて大きな変化がありました。これから国や地方自治体で「消費者教育推進法」にもとづいた計画の策定がすすめられていくことになっています。消費者としても、また生活協同組合など消費者組織としても、関心をもつ必要がありますが、消費者行政にかかる法律用語には、一般になじみの薄い難解なものが多いように思います。

事業者の行為によって消費者が受けた被害、すなわち消

そこで、さっそくですが「適格消費者団体」とはどういう団体で、何を目的につくられたのか、というところからお話をうかがえますでしょうか。

榎 それをお話しするには、まず消費者団体訴訟制度について申し上げたほうがいいですね。

C/O/N/T/E/N/T/S

トークヒーく対談

消費者市民社会の実現へ、大きくなる適格消費者団体の役割

—消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりがすすんでいます—

京都府食の安心・安全意見交換会

2012年8月 京都南部豪雨にたいする生協の活動

2012年国際協同組合年記念事業

第12回京都府協同組合職員体験・交流学校

大学生協寄付講座「協同組合論」開講 11

会員生協 NOW⑫ 京都市民共済生活協同組合 12

TOPICS

●京都府府民生活部との定期懇談会 14

●第24回近畿地区生協・行政合同会議 14

●京都府 生協 理事長懇談会 14

●「くらしのひろば」へ出展 14

●2012産直フォーラムin鳥取 15

●「食品表示一元化」をテーマに意見交換会 15

●京都消費者のつどい2012 15

●消費者団体と消費者庁との意見交換会 in 大阪 15

●京ブランド認定306品目に 15

●京都府生協連 第6回

「京都の生協活動を豊かに発展させる協議会」 16

おもな行事のお知らせ 16



費者被害は、1件あたりの被

害額が比較的少額で、裁判所

に訴えるにも費用負担が個人

には重すぎるということで、

いわゆる「泣き寝入り」で終

わることが多いのですが、そ

うすると問題が表面化せず、

その後もあらたな被害者が出

てきます。

そこで2006年の消費者

契約法改正によって、消費者

団体が消費者に代わって差止

請求訴訟、つまり事業者にた

いて不當な行為、あるいは

不當な契約条項の使用をや

めることをもとめる訴訟を起

こすことができる制度がつく

られました。それが消費者団

体訴訟制度として、この訴訟

を起こす権利を付与された消

費者団体を「適格消費者団

体」といいます。これまでの

消費者団体は法的な「権利」

をもつていませんでしたが、
適格消費者団体にこのようない

権利があたえられたことは、

画期的なことです。

上掛 適格消費者団体にな

るには、どのような条件があ

りますか。「適格」というのは、

どういうことをいうのでしょうか。

榎 彰徳さん



適格消費者団体／特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 理事長



京都府生活協同組合連合会 会長理事

消費者支援機構関西(KC's)の活動の特徴 —企業・事業者の参画

上掛 ほかの適格消費者団

でしようか。

体とくらべての、KC'sの
活動の特徴はどのようなもの

がたが賛助会員として参加し

てくださっていることではな
いかと思います。KC'sは、
理事会メンバーなど運営に直

適格消費者団体／特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

Kansai Consumer's Support Organization
略称KC's(ケーシーズ)

〒540-0033
大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル(2号館2階)
TEL: 06-6945-0729

2005年12月3日設立
大阪府に特定非営利活動法人として2006年4月3日登記
内閣府より適格消費者団体として2007年8月23日認定
会員数(2012年3月31日現在)
団体正会員: 14会員 個人正会員: 104名
団体賛助会員: 51会員 個人賛助会員: 138名

接携わっていただく正会員と、広く支えていただく賛助会員で構成していまして、それぞれ団体会員と個人会員がおられます。ですが、事業者の方がたの場合、団体賛助会員になつていただきます。

この団体賛助会員には、食品製造業、流通業、保険関係など、生協の取引を中心につくることですが、これは消費者団体会員と個人会員がおられます。幅広い企業がくわわつておられます。

私ども適格消費者団体の目標は、消費者被害を防ぎ、消費者の権利がきちんと守られる、健全で公正な市民社会をつくることですが、これは消費者だけの努力では実現不可能であり、企業・事業者の方があたの参画が非常に重要だと考えています。その意味で、

KC'sにたくさんの事業者が参加してくださっていることを、たいへん心づよく思っています。
事業者と消費者をまじえた「事業者セミナー」も毎年開催しています。

差止請求訴訟の手順と成果

上掛 適格消費者団体による差止請求訴訟というのは、具体的にどんな手順でおこなわれるのですか。

榎 消費者のみなさまから被害の情報や相談がよせられますが、まず差止請求の対象となる法律（消費者契約法・景品表示法・特定商取引法）にてらして違法かどうかを、法律の専門家（弁護士・司法

書士）や学識者、消費生活相談員、消費者団体役員で構成する検討委員会で検討します。消費者被害といつても、さまざまなものがありますので、さらにこまかに検討グループに分かれて、専門的な検討をおこないます。現在KC'sでは14あまりの案件を検討しています。

ここで問題があると判断した事案については、当該事業者に改善の申入れ（通常は書面）をおこないます。それによつて改善されれば問題ありませんが、受け入れられない場合は裁判所に差止請求訴訟を提起します。いきなり訴訟を起こすわけではないのです。

これまで、英会話教室を運営する事業者に不当な勧誘行為などをやめさせる訴訟、不出し条項の使用差止め訴訟、消費者金融会社に早期完済違約金規定の使用差止め訴訟などを提起して、当該企業を解散に追い込んだり、契約条項の使用差止めがされたりなどの成果がありました。申入れ段階で改善された案件もたくさんあります。

被害を受けた消費者にも役割がある——「自己責任論」を乗り越えて

上掛 「自己責任論」を乗り越えて、ほんとうの意味の「自立した消費者」になつてほしいと願つているのですが……。

榎 学生のなかにもそう考える人が増えています。このような

消費者の権利がきちんと守られる、健全で公正な市民社会をつくることですが、これは消費者だけの努力では実現不可

能であり、企業・事業者の方があたの参画が非常に重要だと考えています。その意味で、

事業者と消費者をまじえた「事業者セミナー」も毎年開催しています。

KC'sにたくさんの事業者が参加してくださっていることが大事になつてているのだと思います。

上掛 2004年に「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正されて、消費者





は保護の対象としての受け身の存在ではなく権利の主体であるとされ、「消費者の権利」も明記されました。しかし、権利は法律で定められたからといって、それで十分守られるというわけではありません。

権利の主体として生きるために、「学ぶ主体」としてもう一步深いところから学んで、それを通じて自分のライフスタイルを変えていくことが必要です。消費者被害についても、不当な勧誘行為や契約条項の存在を許している社会の構造的な問題という側面をとらえて、泣き寝入りせず、あらたな被害者を出さないために、社会に問題提起をしていくことが重要です。それは

一人ではムリだから、仲間といつしょにKC-sのような団体をつくって、社会にインパクトをあたえるような情報を発信していく。それが「自立した消費者」の姿ではないかと考えます。

たとえば、大学に合格したときに収める入学金や授業料にしても、数年前までは、いつたん納めたお金は、入学を辞退しても返してもらえないのが当たり前でしたが、いまは戻るようになりましたね。

榎 授業も受けないのに授業料を払うのはおかしいといふ訴訟が起こされて、京都地裁は「入学金等も授業料も返還すべきである」、最高裁は「少なくとも前期授業料は返して、それまで当たり前とされていた社会通念が変わったわけですね。

上掛 そうした運動によって、それまで当たり前とされていた社会通念が変わったわけですね。

榎 まさにそうだと思います。私たち消費者は、事業者とのあいだでトラブルになると、「いい勉強をさせてもらつたと思って、あきらめるしか

一人ではムリだから、仲間といつしょにKC-sのようないつた主旨の判決を出し、例外はあります。原則、3月31日までに入学を辞退した者には授業料の返還がおこなわれるようになりました。この学納金返還請求訴訟は、受験生とその家族、消費者団体、弁護士さんたちが力を合わせて運動した、画期的な成果だと思います。

上掛 そうした運動によって、それまで当たり前とされていた社会通念が変わったわけですね。

榎 まさにそうだと思います。私たち消費者は、事業者の権利だけでなく、自立した消費者、賢い消費者になると、消費者の役割も書かれています。賢い消費をするということは、不当な行為にやつて消費者に被害をあたえられた事業者にたいしては、みずから立ち上がって、それを改善させるよう働きかけることでもふくまれていて、被害を受けた人にしか、はたせない役割があるのであります。

「学び」を支援

上掛 学生は、被害をこうむるだけでなく、将来、就職した先で、心ならずも加害者の立場になる可能性もありますので、被害者にも加害者にならないための消費者教育が大切だと考えています。

榎 私も中学・高校の教科書を拝見しましたが、ケネディが提唱した消費者の権利の話やクリーリングオフ制度、消費生活センターの話などは、かなり書かれています。しかし、もっと実際の生活に即して、日常の自分たちの消費行動を考えさせるような教育が大事ではないかと思いますね。

上掛 大学で授業を受けるのも、携帯電話をかけるのも契約にもとづいた消費行為であって、社会はさまざまな契約で成り立っています。不公平な契約や改善すべき契約条項も多く立っています。不公平な契約が大変だと考えています。

榎 見ていくと、世の中の仕組みや「生きる」ということの意味が、案外よく見えてくるのではないでしょうか。そういう学びを支援する消費者教育が大切だと思います。KC-sとしても学校に講師を派遣して出前授業を開く活動にも力を入れていこうと考えています。

集団的消費者被害回復訴訟の担い手へ、人的体制・財政基盤の強化を

上掛 これからK.C.sはどんな活動に力を入れていきたいとお考えですか。

榎 現在の消費者団体訴訟

制度では、「不当な行為や条項を、こんご差し止めてほしい」という訴訟しか起こせませんが、こうむつた被害を回復させるための訴訟が可能になる、集団的消費者被害回復

制度という新しい法律がいま検討されています。被害を受けた人にとっては、被害の回復があつてはじめて「よかつた」と思えるのですから、私どもは法律の早期制定を望んでいます。この新しい訴訟制度の担い手となるべく準備をすすめています。

と申しますのは、国は集団

的消費者被害回復訴訟の担い手として必要な力量を備えた適格消費者団体を、「特定適格消費者団体」として認定する方向です。

あらたな権限があたえられることになるのですが、まだ現時点では、K.C.sもふくめた適格消費者団体は足腰が弱く、人手も資金も十分では

ないのです。

私どもは認定要件をできるだけゆるやかにしてほしいと要望していますが、いずれにせよ、被害回復訴訟を担う消費者団体として、人的体制や財政基盤をもつと強化する必

要がありますので、生協のみなさんにもこれまで以上のご支援をお願いいたします。

生協の大事な活動——組合員・役職員の学習・教育

上掛 生協に期待したいことについて、お聞かせください。

榎 私は、愛知県の常滑市という半農半漁のまちに生まれ育ちまして、大学に入学す

るまで生協の存在を知りませんでした。しかし、大学で生協と出会つてからは、いまにいたるまでずっと、大学生協や地域生協の活動に参加しています。

長年、生協とかかわってきました立場から申しますと、もともと助け合いの精神でつくれられた組織ですから、消費者被害をなくし、消費者市民社会を実現するうえでも大きな役割をはたせる可能性があると思うのです。生協の目的は、すべての消費者・組合員が、

化的な生活ができるようになります。その意味でも、消費者被害の未然防止と拡大防止、さらには被害回復に取り組む適格消費者団体として、生協に大きな期待をしているところです。

上掛 「権利の主体」としての学習活動を大事な柱にすえていることが、いま大きな意味をもつているといえますね。

榎 消費者被害の実態や、消費者被害を防止するための制度、消費者・組合員のはたすべき役割などをともに学ぶことは、賢い消費者になること、消費者力アップの中身そ

(共編著)『日本漁業の構造』(農林統計協会)、『食生活と健康』(大月書店)、『漁業考観学——21世紀への発信——』(農林統計協会)ほか

(論文)『タンガニーカ湖の漁業と漁民』(坂本慶一編著『人間にとて農業とは』学陽書房刊所収)、『西マレーシアにおける漁業発展の諸侧面』(『地域漁業研究』第23巻)、『都市・農村交流の新段階』(高山敏弘編著『都市と農村を結ぶ』富民協会刊所収)ほか

(委員等)大阪府海区漁業調整委員会委員、京都府内水面漁場管理委員会委員、21世紀の水産を考える会代表理事ほか

(趣味)写真、JAZZ喫茶めぐり
(生協での活動歴)1990~1998年近畿大学生協理事長、1998~2009年大阪いすみ市民生協理事長、2009年大阪いすみ市民生協理事会長(現在に至る)

プロフィール：榎 彰徳(えのき あきのり)

(略歴)

1949年 愛知県常滑市生まれ
1972年 早稲田大学第一文学部社会学専修 卒業
1978年 京都大学大学院農学部研究科農林経済学専攻博士課程修了
1978年 近畿大学農学部水産学科教員
1992年 近畿大学農学部国際資源管理学科移籍
2005年 NPO法人消費者支援機構関西理事長(現在に至る)
2006年 近畿大学農学部水産学科移籍
2009年 近畿大学農学部水産学科退職
2009年 近畿大学農学部非常勤教員(現在に至る)

(専門)水産経済学、国際漁業論、水産物マーケティング論



2012年8月

京都南部豪雨にたいする 生協の活動



宇治市災害ボランティアセンター

2012年8月13日（月）から14日（火）にかけての京都府南部地域での大雨により、宇治市をはじめ各所で大きな被害が発生。死者・行方不明者2人、浸水などの被害を受けた住宅は約2340棟にものぼりました（京都府災害警戒本部発表調べ）。

8月18日（土）午後、ふたたび大雨に見舞われ、8月14日に河川決壊のあつた地域が再度浸水するなどの被害があ



京都府生協連役職員もセンター運営に協力

りました。

この豪雨により、京都生協・コープ東宇治も浸水し、臨時休業をよぎなくされました。組合員や職員の自宅も、浸水等の被害をうけました。

京都府生協連は、京都府災害ボランティアセンターの運営委員団体として積極的に支援活動をおこないました。日本生協連関西地連をつうじ、近隣生協などにもボランティア募集をよびかけました。8



のべ2,500人が活動

月26日（日）までにのべ2500人をこえるボランティアが、泥出し・家内外の清掃などをおこないました。

ボランティア活動から

「玄関先、庭の泥出しがきょうの作業になりました。黒い土がもともとの土で、その上にのっている土をスコップで一輪車にのせて、運び出すという内容です。それが炎天下の活動だったので、結構、きつかったです。いっしょに泥出しがいた女性は休憩のバランスがうまくとれなかつたみたいで、開始1時間後には、スコップを持つての作業はできなくなっていました」（京都府生協連・廣瀬佳代常任理事）。



福井から…



大阪から…



和歌山から…



コープ自然派京都・柴垣千春専務理事

大学生協京都事業連合・沼澤明夫専務理事と京滋・奈良ブロック・芝田考一さん

奈良から…

2012年国際協同組合年記念事業

第12回京都府協同組合職員体験・ 交流学校

2012年9月13日（木）

として2000年度より毎年

14日（金）、船井郡京丹波

開催されています。今年は、

町・京都府立林業大学校など

国際協同組合年記念事業とし

を会場に開催されました。

て位置づけ、開催されました。

森林のはたす役割と 協同組合

今回の当番は、京都府森林組合連合会で、テーマは「森林のはたす役割と協同組合、木の一生から学ぶ」でした。

J A・漁連・森林組合・生協

から38人が参加しました。



京都府森林組合連合会・
青合幹夫代表理事専務



(有)中西至誠園

京都府の林業担い手対策

二日目は、原木を売り買っている木材市場、間伐材を有効活用して製品化している木材加工センター、実際に地域材を使用して建てた店舗などについて、現地見学をおこないました。

（株）伊東和哉専務理

事、伊東木材（株）・伊東昌紀森

林整備部長、京都丹州木材協

同組合・伊東宏一理事長、京

都木材加工センター・梅津毅

センター長から説明をうけま

した。

一日目は、京都府森林組合連合会・松田純一総務課長が「京都府の森林と協同組合」、

京都府林業大学校・山崎拓男教授が「京都府の林業担い手対策」をテーマに講義。午後からは、大型バスに乗り合わせ、苗木生産、広域基幹林道の現地見学をおこないました。

（有）中西至誠園・中西信市郎代表取締役から「山林用苗木の生産現場」、丹波広域基幹林道建設室・川戸修一室長、

大下起代副室長から「広域基幹林道のはたす役割」について

京都産材使用の店舗見学



京都丹州木材市場

木の一生から学ぶ

参考：参加者からは、二日間の体験・交流を通して「苗木を育てるところから生産・加工・使用するまでの流れを体験でき、貴重な時間を過ごすことができた」「森を守っていくためには『植える・育てる・使う』ということが大切であることがわかった」「木の一生が平均50年という長いスパンのなかで育てられた森林資源の活用方法を創造していくことは、生協に期待されている課題であることを認識した」などの感想が寄せられました。

主催は、京都府協同組合連絡協議会（JA京都中央会、京都府漁業協同組合連合会、京都府森林組合連合会、京都府生活協同組合連合会で構成）。協同組合で働く職員の教育と育成を目的として、京都府の協同組合の連携、課題を学び、認識を深めあう機会



京都府林業大学校・山崎拓男教授

京都府内産の木材を利用して…



京都府内産の木材を利用して…

参考：京都府内産の木材を利用して…

2012年国際協同組合年記念事業

「協同組合論」開講



夏季集中講義として15講

国際協同組合年を記念する
大学生協の取組みのひとつと
して、2012年8月28日（火）～9月1日（土）、キヤンパスプラザ京都で開講され
ました。全国大学生活協同組合連合会と大学生活協同組合

京滋・奈良ブロックによる企
画と寄付によって実現したも
のです。

同志社大学商学部の協力を
得て、コンソーシアム京都の
私立大学間学際科目・単位互
換授業として位置づけられ、

京都の生協・JA・漁連・
森林組合のほか、医療生協、
労働金庫、コープこうべなど

から、多彩なメンバーが講師
活動・事業を紹介しました。

登録受講者は110人で、
講義には毎回レポート提出が
義務づけられました。レポート
からも、各受講生が熱心に
講義に耳をかたむけ、認識を
ふかめたことがうかがえまし
た。未来をいう若い世代に
協同組合の社会的認知を広げ
ることに貢献しました。

小林智子さん（京都府生協連
前会長理事）が第5講を担当

テーマ名は「女性の生き方

同志社大学商学部・麻生潤准
教授、同・言語文化研究セン
ター・名和又介教授が担当教
員をつとめました。

京都の生協・JA・漁連・
森林組合のほか、医療生協、
労働金庫、コープこうべなど

から、多彩なメンバーが講師
活動・事業を紹介しました。

はじめて小林智子の個人名
で京都生活協同組合の組合員
になつたときの喜びや、京都
生活協同組合理事長、京都府
生協連会長理事の経験を
語りました。

京都の生協で働いている女性
職員・武田道子さんをスペシ
ヤルゲストとして招き、就職
活動時の悩み、生協の仕事を
つうじての喜びなどが率直に
語られ、受講者の共感をよび
ました。

講義内容は以下のとおりで
した。

同志社大学商学部・麻生潤准
教授、同・言語文化研究セン
ター・名和又介教授が担当教
員をつとめました。



左：武田道子さん（京都生協）

右：小林智子さん（京都府生協連前会長理事）

第1講 「今なぜ協同組合な のか」 濱田康行（全国大 学生協共済運会長・札幌国 際大学学長）

第2講 「協同組合の歴史」 杉本貴志（関西大学教授）

第3講 「賀川豊彦と協同組 合」 賀川督明（賀川記念 館館長）

第4講 「協同金融の社会的 な役割と課題」 法橋聰（近 畿労働金庫地域共生推進部 部長）

第5講 「女性の生き方と生 協～私の個人史から見た生 協の過去・現在・未来」 小 林智子（京都府生活協 同組合連合会前会長理事）

第6講 「愛と協同」の社会 再編をめざして～「コープこ うべ90年の歩み～」野尻武 敏（コープこうべ協同学苑 長）

第7講 「JA（農協）の存 在意義について」 牧克昌 (京都府農業協同組合中央 会事務理事)

第8講 「漁業とはどんな産 業か～協同組合の役割～」

倉幹天（京都府漁業協同組
合連合会総務部次長）

青合幹夫（京都府森林組合
連合会代表理事専務）

第9講 「森林と人との共生」
川添信介（京都大
学生協理事長・京都大
学生協理理事）

第10講 「中世に始まつた学
びの共同体」 川添信介（京
都大学生協理事長・京都大
学生協理理事）

第11講 「大学生活と大学生
協」 佐藤美香（全国大
学生協連学生委員長）

第12講 「地域にねざした医療
福祉の総合事業」 神山充
(南医療生活協同組合総務
部人事育成課次長)

第13講 「京都における『さ
くらこめ卵』の挑戦」 高橋
茂雄（株ナカダケイラン）

第14講 「21世紀の協同組
合」 庄司興吉（全国大
学生協連会長・東京大学名誉
教授）

第15講 「協同組合論を締めく
くる」 麻生潤（同志社大
学生准教授）、名和又介
(大学生協京滋・奈良ブロ
ック会長・同志社大学言語
文化研究センター教授）

京都市民共済生活協同組合 増田理事長・山澤専務理事を訪ねて

木造家屋率が高い街で、防火とともに火災共済の助け合い活動を！

2012年、あらたに設立された生協を会員にむかえることができました。京都市民共済生活協同組合です。京都市内の中小企業者を対象とする京都共済生活協同組合を母体に、2010年9月、個人を対象とする火災共済の活動をすすめる生協として発足しています。京都市中京区寺町二条にある事務所を訪問し、増田久男理事長、山澤嘉男専務理事にお話をうかがいました。

横山 生協設立の経過について、ますお聞かせください。

山澤 もともとは市内の中企業の事業主やそこで働く人びとが加入する共済組合として中小企業等協同組合法（中同組合が1954（昭和29）

年6月に発足していました。組合員は法人や事業者のほか、そこで働く従業員も組合員になつて共済を利用しています。一時は10万⼈ちかい組合員がいましたが、いわゆる保険と共済の一体化という流れのなかで、監督官庁から組合員資格の厳格化がいわれるようになり、これまで認められてきた従業員の組合員資格が中協法改正で認められなくなりました。

木造家屋率が高い京都

横山 共済生協設立後も從

来の京都共済協同組合は存続しているのですね。

山澤 そうです。中小企業の法人や事業主、同一生計の



京都市民共済生活協同組合
増田久男理事長

横山 消防局に勤務し、在職時も共済組合の推進事業に大きな関心をもっていました。

増田 消防局に勤務し、在職時に消防活動に取り組んでいました。消防活動を通じて、市民が危機意識を多く持つようになりました。

横山 生協法は会社法に近く、執行機関と監督機関が非常に厳格に組み立てられ、運用されていると思います。たとえば、理事の選び方や理事と総代の関係などは中協法と

同じで、監督官庁から組合員資格の厳格化がいわれるようになり、これまで認められてきた従業員の組合員資格が中協法改正で認められなくなりました。

横山 生協法は会社法に近いが、執行機関と監督機関が非常に厳格に組み立てられ、運用されています。安心な街ではあるけれど、万一何かがあれば共済で助けられる、共済

に、50数年にわたり京都の特性に応じた火災共済商品を開発してきたノウハウを市民の方にも広く提供していくことで、2010（平成22）年9月1日に個人を対象とする、あらたな共済生協を設立しました。従来の共済組合の根拠法は中協法であり、管轄は経済産業省でしたが、厚生労働省管轄の生協法にもとづく共済生協というかたちで設立をむかえました。

横山 災害対応は京都府生体としては非戦災都市でもあり、非常に木造の家屋率が高い、密集し、袋路地も多い、火事が起こつたらいいへんという危機意識を多くの市民がもつていました。

横山 災害対応は京都府生体としても重要な課題と位置づけています。京都市民は防火防災意識が高いというお話がありましたが……。

山澤 百数十万人が住む政令指定都市で年間の火災件数が300件内外、少ない年では200件を切るという都市は他に例がありません。

横山 災害対応は京都府生体としても重要な課題と位置づけています。京都市民は防火防災意識が高いというお話がありましたが……。

横山 山澤専務は以前はどのようなお仕事を？

山澤 京都市消防局におりました。(財)京都市防災協会で事務局長をしており、定年退職後にこちらの方にきました。

横山 山澤専務は以前はどなり、火災共済と傷害費用共済、交通災害費用共済、自動車費用共済を実施しています。

横山 山澤専務は以前はどなり、火災共済と傷害費用共済、交通災害費用共済、自動車費用共済を実施しています。

横山 生協法は会社法に近いが、執行機関と監督機関が非常に厳格に組み立てられ、運用されています。安心な街ではあるけれど、万一何かがあれば共済で助けられる、共済



京都市民共済生活協同組合
山澤嘉男専務理事

なつかしい話です。市民共済組合は、消防行政の推進とともに地域の防火防災力向上にとつてなくてはならない不即不離の関係、防

火ということでは共通の課題をもっています。

火災共済の特徴

で防火防災事業の推進に役立てる。共済生協は非営利法人なので、剩余金を多く組合員に還元できるというメリットがあります。

市の防火防災力を高める役割

横山 京都市民共済生協の火災共済にはどのような特徴がありますか。

増田 市民が共済に入つて火事を出さずに生まれる剩余额の活用としては、加入者に直接還元することもあるし、市の防火防災力を高めることに使う方法もあります。

京都共済組合では、設立以来毎年3000万円とか5000万円とかを消防力充実のために京都市に寄付をしてきました。その寄付で購入した消防車が「京都共済組合号」と称して1970（昭和45）年ころまで都大路をたくさん走っていたのは、今では

火災共済にはどのようないい場合があります。共済組合では、他の共済組合に先立ち、火元の賠償責任の有無とは関係なく一定範囲の補償をする火災原因別に、類焼特約を設定しています。

また住宅購入時の担保として火災保険に入つておられる方が多いのですが、ローン返済の担保が目的なので建物を対象として補償がかかっている例が多くあります。建物以外の家財にも十分な補償を付けていただけるように家財に特化したパック商品もあります。万一の補償を十分に担保するため、ニッチ（補償のはざま）の部分を低額で加入いただけるようにしています。

横山 こんごの抱負などを聞かせください。

山澤 とにかく新しい京都

横山 京都府生協連への期待や要望などがあれば……。

山澤 設立企図からこれまで、京都府にたいして、直接細かな問い合わせや照会をしてきたのですが、京都府生協連を通じて生協法の考え方、指導指針、運用について、厚労省や京都府、他の生協のノウハウや情報を得ることができます。

横山 非常にご苦労が多いなかで組織の基盤固めにがんばつていらっしゃることがよくわかりました。本日はどうもありがとうございました。

火元も生活の立ち直りに負担が大きく、過重な負担を軽減しようという趣旨なのです。が、かといって住みつづけていくうえで、道義的にもならない補償をしないではすまない場合があります。共済組合では、他の共済組合に先立ち、火元の賠償責任の有無とは関係なく一定範囲の補償をする火災原因別に、類焼特約を設定しています。

また、こんご組合の防火防災事業の一環として、京都市は大学の街なので大学の防災機関などともタイアップして講演会なども計画していくとなつているところです。

横山 非常にご苦労が多いなかで組織の基盤固めにがんばつていらっしゃることがよくわかりました。本日はどうもありがとうございました。

京都市民共済生活協同組合

代表者／理事長：増田 久男
専務理事：山澤 嘉男
所在地／京都市中京区寺町通二条下る
妙満寺前町450番
TEL.075-744-0681
事業高／1億8,400万円
組合員数／1万4,106人
設立年月日／2010年9月1日

<http://shimin-kyoto.com/>



京都府生協連・横山治生専務理事

京都府府民生活部との
定期懇談会



京都府府民生活部・金谷浩志部長

第24回近畿地区生協・
行政合同会議

2012年8月31日（金）、

大津市・琵琶湖ホテルで、「協
同組合がよりよい社会を築きま
す」今年は国際協同組合年です
」をテーマに開催されました。

滋賀県生協連・西山実専務理
事が司会を担当、兵庫県生協連

（近畿地区生協府県連協議会代
表）・本田英一会長理事、滋賀
県総合政策部・西嶋栄治部長が
あいさつしました。厚生労働省
近畿厚生局健康福祉部・篠崎隆
男部長から、①理事会の運営②
規則等の整備③組合員管理④監
事監査⑤財務などについて、指
摘がありました。日本生協連涉
外広報本部・青竹豊本部長が全
国の生協の取組みについて紹介。
関西大学商学部・杉本貴志教授
からは、「協同組合・生協への
期待と役割」をテーマに特別報
告がありました。

2012年8月8日（水）、
京都テルサで開催されました。

京都府からは府民生活部・金
谷浩志部長、足立敏消費生活安
全センター長、竹田厚子参事、
武元朱美副課長、岸田匡副課長、
藤江拓司主査が出席。

京都府生協連からは上掛利博
会長理事、中森一朗副会長理事、
大島芳和副会長理事、横山治生
専務理事、沼澤明夫常任理事、
今西静生常任理事、廣瀬佳代常
任理事のほか、事務局が出席し
ました。

京都府から「京都府における
消費生活行政の状況」や「最近
の消費者行政の動き」について
報告があり、生協からは
2012年度活動重点課題につ
いて報告しました。

学生への消費者教育の重要性
や国際協同組合年の取組みの紹
介などについて、意見交換しま
した。行政と生協の提携の可能
性が提起されました。



近畿厚生局健康福祉部・篠崎隆男部長

京都府 生協 理事長懇談会

2012年9月12日（水）、

コープイン京都で開催しました。
横山治生専務理事の司会進行の
もと、上掛利博会長理事から開
会のあいさつがありました。

京都府生協連ブースでは、京
都生協LPAの会が「くらしに
関わるお金の相談（教育・住宅
ローン・生命保険の見直し・年
金・エンディングノートの書き
方など）」の内容でワークショ
ップをおこないました。



京都府エネルギー政策課・平井裕子課長

各府県行政、生協および適格
消費者団体・NPO法人・消費
者支援機構関西から活動報告を
おこない、意見交換しました。

京都府生協連からは、坂本茂専
務補佐・事務局長（兼務）が「京
都府における協同組合提携の取
組み」について報告しました。

ひろば」事業が催行されました。
京都府生協連ブースでは、京
都生協LPAの会が「くらしに
関わるお金の相談（教育・住宅
ローン・生命保険の見直し・年
金・エンディングノートの書き
方など）」の内容でワークショ
ップをおこないました。

京都府生協連ブースでは、京
都生協LPAの会が「くらしに
関わるお金の相談（教育・住宅
ローン・生命保険の見直し・年
金・エンディングノートの書き
方など）」の内容でワークショ
ップをおこないました。

京都府生協連ブースでは、京
都生協LPAの会が「くらしに
関わるお金の相談（教育・住宅
ローン・生命保険の見直し・年
金・エンディングノートの書き
方など）」の内容でワークショ
ップをおこないました。

とづき毎年おこなっているもの
で、表彰の対象となつた方は、
2011年8月1日から2011
年7月31日までの間に退任し
た役員および退職した職員のう
ち、①役員在任期間が2期以上
または4年以上あつた方②職員
としての勤続が25年以上だつた
方などです。

今年は各会員生協から43人が
表彰されました。当日は、12人
の功労者の方がたが出席され、
上掛利博会長理事から表彰状と
感謝品を贈りました。

京都の生協活動功労者表彰式



お金の相談をおこなうワークショップ

会員生協から理事長・副理事長・
専務理事17人が出席しました。

16日（日）、パルスプラザで、
京都くらしの安心・安全ネット

会のあいさつがありました。

ひろば」事業が催行されました。
京都府生協連ブースでは、京
都生協LPAの会が「くらしに
関わるお金の相談（教育・住宅
ローン・生命保険の見直し・年
金・エンディングノートの書き
方など）」の内容でワークショ
ップをおこないました。



小林智子さん（京都府生協連前会長理事）

京都府文化環境部環境・エネ
ルギー局エネルギー政策課・平
井裕子課長から、「京都府のエ
ネルギー政策～再生可能エネル
ギーの取組を中心に～」のテ
マで講演をいただきました。

会員生協から2012年度活
動課題等について報告があり、
意見交流をおこないました。

京都府生協連の表彰制度にも
まにもご同席いただきました。

功労者を代表して、小林智子
さん（京都府生協連前会長理
事）、笠原和芳さん（京都府生協
前職員）、北浦修さん（大学生
協京都事業連合前管理支援部長）
からごあいさつをいただきました。
該当する生協役員のみなさ

京都府生協連 第6回 「京都の生協活動を豊かに発展させる協議会」

～組織と事業のイノベーションによる協同組合のあらたな価値の発見・創造の場として～

テーマ あたらしい事業へのチャレンジ



京都生協・馬渡哲郎夕食サポートチーフ

2012年10月9日（火）、
せいきょう会館4階第1会議
室で、「第6回京都の生協活動
を豊かに発展させる協議会（K
SK）」を開催しました。

今回のテーマは「あたらし
い事業へのチャレンジ」。

2012年6月19日に開催
した第59回通常総会で議決し
た第2号議案は、「生協組合員
のくらしは 年金・医療など
社会保障制度の後退、家族と
ライフスタイルの変貌等のな
かで大きく変化し、住民一人
ひとりの『いのちとくらしの
問題の解決』が切実なものに
なっています。こうした変化
なっています。こうした変化
をふまえた生協事業・運営の
創造的な発展がもとめられて
います」とのべています。
この間、地域生協では全国
で「夕食宅配事業」がすすめ



京都大学生協・森下奈津管理栄養士

られ、大学生協では「ミールシステム」が導入されてきています。医療生協においても、IT技術を活用した各種の取り組みがすすんでいます。このような「あたらしい事業」は、住民一人ひとりの「いのちとくらしの問題の解決」という視点からみたときに、どのような位置づけがあたえられるのか、それは生協の「基本的価値と役割」という視点からみたときに、どのような意味をもつものなのか――京都の生協であらたに取り組まれてきている事例報告をもとに、交流をおこないました。22人が参加しました。

A black and white photograph of a man with glasses and a suit speaking into a microphone. He is identified as the president of Kyoto Medical Association, Tanaka Hiroshi. The background shows a banner with Japanese text.

おもな行事のお知らせ

2013年新春交歓会

日 時：2013年1月5日(土)
12:15～13:30

会 場：コーパイン京都2階

学習講演会「放射線・放射性物質の基礎知識と食品への影響」

日 時：2013年1月15日(火)
10:00～12:30

会 場：京都テルサ西館
第1会議室

京都府生協連と各会員生協の相互連絡防災通信訓練

日 時：2013年1月17日(木)
7:00～10:00

第7回京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（KSK）

日 時：2013年1月22日(火)
13:30～16:30

会 場：せいきょうう会館4階
第1会議室

2012年度きょうと食の安心・安全フォーラム

日 時：2013年1月28日(月)
13:30～16:30

会 場：京都府庁
福利厚生センター3階